

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2021 年 8 月 13 日

東京都渋谷区神宮前 2 丁目 34 番地 17 号

住友不動産原宿ビル 18 階

株式会社 AMBITION

代表取締役 清水 剛

株式会社 AMBITION (以下「当社」といいます。)は、2021 年 8 月 13 日付新設分割計画書に基づき、2021 年 8 月 17 日をもって、当社の純投資事業に関して有する権利義務の一部を、新たに設立する株式会社アンビション・ベンチャーズ (以下「新会社」といいます。)に承継させる新設分割 (以下「本分割」といいます。)を行うことにいたしました。

当社が、本分割に関して会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容 (会社法第 803 条第 1 項第 2 号)

2021 年 8 月 13 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 205 条第 1 号イ)

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本分割に際して 200 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社に交付される新会社の株式の数につきましては、新会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるため、新会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項 (会社法第 763 条第 1 項第 6 号)

新会社の資本金及び準備金の額につきましては、会社計算規則第 49 条又は第 50 条に定めるところに従って、新会社が適当に定めることといたします。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項 (会社法施行規則第 205 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新会社の債務（当会社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

さらに、新会社に承継される予定の債務は、当社が重畳的債務引受を行います。

以上より、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

別紙

新設分割計画
(次頁以降に添付)

新設分割計画書

株式会社 AMBITION（以下「当社」という。）は、純投資事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務の一部を、会社分割により新たに設立する株式会社アンビション・ベンチャーズ（以下「新会社」という）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という）を作成する。

（新会社の定款で定める事項）

第1条

新会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙のとおりとする。なお、新会社の所在場所は、東京都渋谷区神宮前2丁目34番地17号とする。

（新会社の設立時取締役及び設立時監査役）

第2条

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

清水 剛

尾関文宣

中村勇介

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

秋山洋一

（新会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

第3条

1. 新会社が、新会社の成立の日（第6条において定義する。以下同じ。）に、本分割により当社から承継する資産その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、以下のとおりとする。

(1) 資産

当社が本件事業に関して有する投資有価証券

(2) 債務

当社が負担する本件事業に係る一切の債務は承継しない。

(3) 雇用契約

本件事業に従事する従業員（パート及びアルバイトを含む。）に係る雇用契約及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務は承継しない。

(4) 契約（雇用契約を除く。）

本件事業に関して当社が締結している一切の契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務は承継しない。

2. 当社は、法令又は前項に基づき新会社が当社から承継する債務その他の義務がある場合には、これを重疊的に引き受けるものとする。当該債務その他の義務がある場合における、当社及び新会社の間における負担割合は、新会社の全部負担とし、当社が当該債務その他の義務の全部又は一部を履行したときには、当社は、新会社に対し、履行した金額を求償することができるものとする。

(新会社が本分割に際して交付する株式の数)

第4条

新会社は、本分割に際して普通株式 200 株を発行し、第3条第1項に定める承継対象権利義務に代わり、その全てを当社に対して割当て交付する。

(新会社の資本金及び準備金の額)

第5条

新会社の成立の日における資本金及び準備金の額については、会社計算規則第49条又は第50条に定めるところに従って、新会社が適当に定める。

(新会社の成立の日)

第6条

新会社の設立の登記をすべき日(以下「新会社の成立の日」という)は、2021年8月17日とする。ただし、本分割の事務上の必要性その他の事情により必要な場合は、当社の取締役会の決議によって、これを変更することができる。

(競業避止義務の不存在)

第7条

当社は、新会社の成立の日以降においても、本件事業について、法令(会社法第21条を含む。)に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

(条件変更及び新設分割の中止)

第8条

本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間に、当社の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、当社の取締役会の決議により、本分割に関する条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

(規定外事項)

第9条

本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、当社がこれを定める。

(以下余白)

本計画作成を証するため、本書1通を作成し、当社が記名押印の上、これを保有する。

令和3年8月13日

当社：東京都渋谷区神宮前2丁目34番地17号
住友不動産原宿ビル18階
株式会社 AMBITION
代表取締役 清水 剛

別紙

新会社の定款
(次頁以降に添付)

定 款

株式会社アンビション・ベンチャーズ

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アンビション・ベンチャーズと称し、英文では、Ambition Ventures Co., Ltd. とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有価証券の運用、保有、売買および仲介業務
2. ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資およびその育成
3. 投資事業組合財産の管理および運用
4. 経営コンサルタント業
6. 広告代理店業務
7. 情報処理および情報提供サービス業務
8. インターネット、携帯情報端末機を使用した広告及び通信販売業務
9. 各種通信情報システムの導入に関するコンサルタント業務
10. 各種システム、ソフトウェア及びインターネットホームページの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理、輸出入、仲介、コンサルティング業務
11. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に割り当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202号第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会が行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者またはその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第12条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更もしくは抹消、または信託財産の表示もしくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印してしなければならない。

(手数料)

第13条 前二条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権

利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換または吸収分割等により株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告することにより、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出等)

第 15 条 当社の株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名または名称及び住所ならびに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更が生じた場合も、同様とする。

2. 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(株式取扱規則)

第 16 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 17 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
3. 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 18 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号または第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第 19 条 株主総会は、本店の所在地またはその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)

第 20 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 21 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 22 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 23 条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 24 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第 25 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任および解任の方法)

第 26 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
3. 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 27 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 28 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第 29 条 取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 30 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、前条第 2 項の規定に基づき定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 31 条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して招集通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 取締役全員及び監査役の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 32 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 33 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第 35 条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第 36 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 37 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

(監査役の数)

第 38 条 当会社の監査役は、1 名以上とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第 39 条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第 40 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 41 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 44 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して行う。

2. 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払業務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には利息を付けないものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和4年6月30日までとする。

(会社設立時の取締役、代表取締役及び監査役)

第47条 当社設立時の取締役、代表取締役及び監査役は、次のとおりである。

設立時取締役 清水 剛

同 尾関文宣

同 中村勇介

東京都目黒区上目黒一丁目26番1-4306号中目黒アトラスタワー

設立時代表取締役 清水 剛

設立時監査役 秋山洋一

(定款に定めのない事項)

第48条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

本定款は、株式会社アンビション・ベンチャーズの現在の定款に相違ありません。

2021年 8月17日

東京都渋谷区神宮前二丁目 34 番 17 号 住友不動産原宿ビル 18 階
株式会社アンビション・ベンチャーズ
代表取締役 清水 剛